

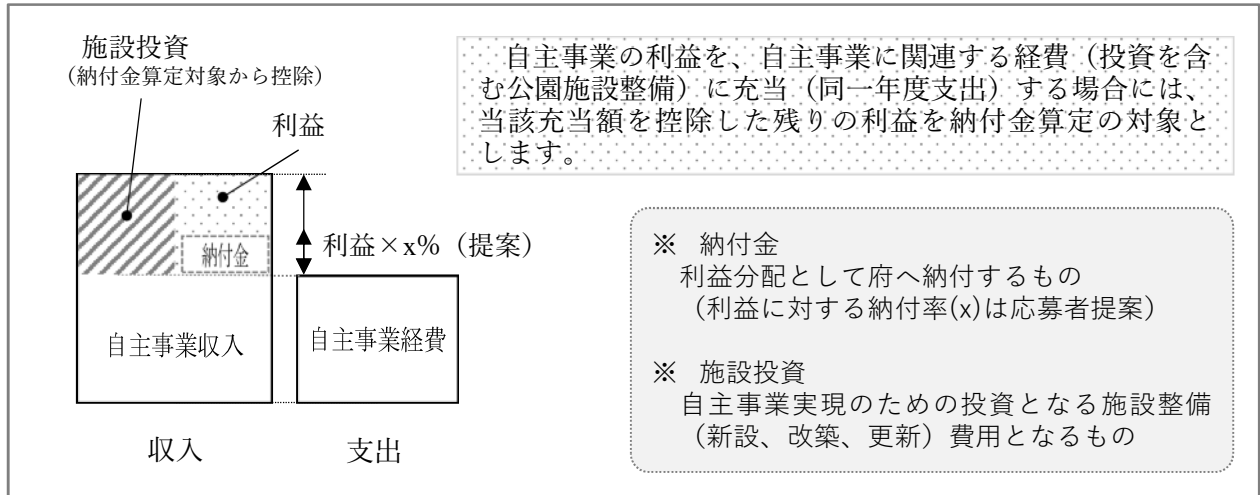
指定管理者募集要項（平成 28 年度版）からの主な変更点

令和 3 年度版について、平成 28 年度版からの主な変更点は以下のとおりです。

1. 自主事業について

平成 30 年度以降、京都府では指定管理施設においてプロフィットシェアリングを導入しており、都市公園等においても指定管理者が行う自主事業の自由度を拡大し、収益性のあるイベント等認めることで、その収益の一部を府に納付いただくこととしました。

なお、今回募集する都市公園等においては、収益の一部を、施設投資に充てる場合、その金額をプロフィットシェアリングによる納付金算定対象から控除することとしています。



2. 指定管理料の精算について（木津川運動公園を除く）

指定管理業務における年度ごとの収支差額が黒字の場合は、当該黒字額に対して超過累進的に定めた右表の割合に乗じて得た額の合計を、翌年度の公園の管理運営費（修繕費）に還元いただくこととしました。

なお、当該事業年度の還元額は、翌事業年度の管理運営費（修繕費）の一部とし、最終事業年度は還元額を府に納付となります。

黒字額	割合
200万円以下の部分	5%
200万円超400万円以下の部分	10%
400万円超600万円以下の部分	20%
600万円超800万円以下の部分	30%
800万円超1,000万円以下の部分	40%
1,000万円超の部分	50%

3. ネーミングライツパートナーについて

指定管理期間中に、府の施策として、ネーミングライツパートナー募集の可能性について記載しました。

4. P-PFI 事業等の実施について（府民スポーツ広場を除く）

指定管理期間中に、府の施策として、公募設置管理制度（Park-PFI）等の実施の可能性及び、それに伴う指定管理区域や管理業務等の見直しの可能性について記載しました。

5. 施設の利用停止等について

指定管理期間中に、感染症対策等により施設の利用停止等の制限を行うことについて記載しました。